

福智町要綱第 15 号

福智町地籍調査の基準点等の管理及び保全並びに成果等の活用に関する 事務取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、福智町地籍調の基準点等の管理及び保全並びに成果等の活用に関する条例（平成 29 年条例第 2 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成 29 年規則第 4 号。以下、「規則」という。）並びに福智町手数料徴収条例（平成 18 年条例第 56 号）の運用に関して必要な事項を定め、その万全を期することを目的とする。

(所管)

第 2 条 基準点等及び成果等は財政課国土調査係（以下、「国土調査係」という。）において管理する。

(届出・申請)

第 3 条 基準点等に関する届出、申請及び成果等に関する申請は国土調査係において受けるものとする。

(包括承認)

第 4 条 基準点等の使用承認申請をする者が、その使用に当たって包括的な承認を申し出た場合、町長はその使用目的等を審査し 1 年を限度として包括承認を行うことができる。

(機能回復)

第 5 条 規則第 7 条の方法による機能回復が不可能又は適切でないときは、町長は他の方法による機能回復を指示するものとする。

(成果等の閲覧・交付)

第 6 条 閲覧は、担当職員が成果等を用意し、指定した場所で行うものとする。

2 担当職員は、閲覧者に対し、次の事項を守るよう説明し閲覧に供するものとする。

(1) 成果等を他へ持ち出さないこと。

(2) 成果等を破損、毀損又は亡失するおそれのある行為をしないこと

(3) メモ等を取る場合は、ボールペン等を使用せず、鉛筆を使用すること

3 成果等の写しの交付は、複写機を利用して行うものとする。

4 交付に際しては、地籍調査時点の資料であることを明らかにするものとする。

5 交付する写しのサイズは、当該成果等のサイズに応じ必要最低限度の大きさとする。

(手数料の取扱い)

第 7 条 福智町手数料徴収条例（平成 18 年条例第 56 号）において、手数料の額の項地籍調査の欄中「1 件」とは、日本工業規格 A 列 3 番までのサイズの用

紙1枚をいう。ただし、閲覧・交付申請する成果等が、網図若しくは旧規格の地籍図等単体で日本工業規格A列3番の用紙1枚に入りきれない場合は、この限りでない。

- 2 次の各号の一に該当する手数料は、これを納めることを要しない。
 - (1) 点の記を含む成果等の閲覧・交付申請が行われた場合の手数料のうち、点の記の閲覧又は点の記のみが記載された用紙の交付に係る部分。
 - (2) 国又は地方公共団体の職員が職務上行う成果等の閲覧・交付申請手数料。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年要綱第1号)

この要綱は、平成31年1月9日から施行し、平成30年12月8日から適用する。